

令和3年2月18日

都道府県・指定都市市民活動担当 御担当者殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付  
参事官（共助社会づくり推進担当）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更等について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が令和3年2月3日に成立、2月13日に施行されるとともに、2月12日に「基本的対処方針」が変更され、周知依頼がまいりましたので、ご連絡いたします（別紙1、2）。

つきましては、貴職の所轄の特定非営利活動法人に対しても、別紙を周知くださいますようお願いいたします。

以上